

平成26年度
筑波大学法科大学院
[ビジネス科学研究科法曹専攻]
(専門職学位課程) 法学既修者認定試験

試験問題(公法)
(60分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 3) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて2枚であることを確認してください。
- 4) 試験開始後、答案用紙それぞれに、受験番号を記入してください。
- 5) 筆記用具は、鉛筆又はシャープペンシルを使用してください。消しゴムを使用することができます。
- 6) 下書きは答案構成用紙または問題冊子の余白、裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

平成26年度 既修者認定試験

憲法（配点100点）

公職選挙法第4条第1項は衆議院議員総定数475人のうち180人の選出方法として、また同条第2項は参議院議員総定数242人のうち96人の選出方法として、それぞれ比例代表制を採用している。また同法第11条第1項第1号には、「現行法では「削除」とあるが、「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第21号）の施行まで、「成年被後見人」とあった。

【第1問】

衆議院議員総定数475人のうち180人の選出方法としての比例代表制、また参議院議員総定数242人のうち96人の選出方法としての比例代表制いずれについても、原告がこれを違憲と主張する選挙無効訴訟が提起され、最高裁判所による判断が示されている。このように、比例代表制につき「違憲」との主張がなされることがあるのはなぜか。同主張につき最高裁判所は、いかなる判断を示したか。また、その問題に関する、あなた自身の見解を述べなさい。

【第2問】

「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第21号）による公職選挙法第11条第1項第1号の改正以前、つまり同号に「成年被後見人」とあった時期、最高裁判所が同号の合憲性につき判断を示したものと仮定する。最高裁判所はどのように判断したと推測されるか。